

平成20年5月26日

### 6月は「不正改造車を排除する運動」及び

### 「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間

**「知らなかったじゃ、済まされません。」「すがすがしい地球の未来のために。」**

国土交通省は、自動車関係団体(32団体)並びに関係5府省庁及び2機関の協力を得て、6月1日(日)から6月30日(月)の1か月間を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化期間として全国的に展開いたします。

九州運輸局は、この運動の一環として広報用ポスター、チラシを用いてPR等を行なうとともに、運輸局及び管内運輸支局に設置している「迷惑改造車相談窓口(不正改造車110番)」、「迷惑黒煙相談窓口(黒煙110番)」の認知度向上に努め、自動車利用者や関係事業者に対して積極的な情報提供を呼びかけます。

また、管内運輸支局においては、上記関係団体の地方組織並びに警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施し、下記の「重点排除項目」の排除に努めることとしております。

#### 1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (3) タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- (4) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (5) 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
- (6) 基準外のウイングの取付け
- (7) 燃料タンク増設等による不正な二次架装
- (8) 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- (9) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (10) 不正軽油燃料の使用

#### 2. 重点実施方法

- (1) 自動車利用者への啓発  
重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車利用者の不正改造に関する認識向上を図ります。
- (2) 街頭検査の実施  
警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施します。  
なお、不正改造されていた場合や不正軽油が使用されていた場合等には、文書による警告又は整備命令書を交付します。  
また、原動機付自転車(125cc以下)も検査の対象とし、不正改造されていた場合には、警告書を交付するとともに、改善結果の報告を求めます。

<問い合わせ先>

九州運輸局 自動車技術安全部 整備課  
092-472-2537 担当:古賀・川路

九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課  
092-472-2546 担当:山本・土屋